

市報第8号

令和3年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度横浜市下水道事業会計予算、令和3年度横浜市埋立事業会計予算、令和3年度横浜市水道事業会計予算、令和3年度横浜市工業用水道事業会計予算、令和3年度横浜市自動車事業会計予算及び令和3年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

令和4年6月21日

横浜市長 山中竹春

令和3年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 80,817,698,280	円 49,546,890,266	円 22,894,015,397
	1 建設改良費		80,817,698,280	49,546,890,266	22,894,015,397
		下水道整備事業	79,128,289,280	48,243,556,065	22,689,173,397
		下水道改良事業	1,331,647,000	1,050,105,754	165,792,000
		企 業 備 品 購 入 事 業	357,762,000	253,228,447	39,050,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	建 設 改 良 積 立 金			
円	円	円	円	円	円	
2,940,000,000	7,171,615,800	9,479,000,000	3,303,399,597	8,376,792,617	-	
2,940,000,000	7,171,615,800	9,479,000,000	3,303,399,597	8,376,792,617	-	
2,940,000,000	7,171,615,800	9,479,000,000	3,098,557,597	8,195,559,818	-	主として、感染症の影響により資材納入が遅延したため
-	-	-	165,792,000	115,749,246	-	主として、感染症の影響により資材納入が遅延したため
-	-	-	39,050,000	65,483,553	-	感染症の影響により資材納入が遅延したため

令和3年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出			円 10,201,322,860	円 8,434,096,227	円 288,344,100
	1 埋立事業費		10,201,322,860	8,434,096,227	288,344,100
		建設発生土 受入事業	10,201,322,860	8,434,096,227	288,344,100

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
土 砂 投 入 料 円 288,344,100	円 1,478,882,533	円 -	
288,344,100	1,478,882,533	-	
288,344,100	1,478,882,533	-	関係機関との調整に日時を要したため

令和3年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
水道事業 1 資本的支出			円 33,514,402,000	円 24,544,670,884	円 8,530,892,000
	1 建設改良費		33,514,402,000	24,544,670,884	8,530,892,000
		配水管整備事業	26,487,482,000	19,344,819,056	6,757,188,000
		基幹施設整備事業	6,500,131,000	4,819,804,303	1,671,327,000
		そ の 他 建設改良工事	526,789,000	380,047,525	102,377,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	分 担 金 及 び 損 益 勘 定 金	分 担 金 及 び 損 益 勘 定 金			
円 3,196,000,000	円 293,374,000	円 5,041,518,000	円 438,839,116	円 -	
3,196,000,000	293,374,000	5,041,518,000	438,839,116	-	
3,196,000,000	-	3,561,188,000	385,474,944	-	主として、工法の調整に日時を要したため
-	293,374,000	1,377,953,000	8,999,697	-	主として、感染症の影響により資材納入が遅延したため
-	-	102,377,000	44,364,475	-	主として、県施行工事が遅延したため

令和3年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 水道事業費用			円 14,938,063,000	円 13,998,823,934	円 352,885,000
	1 営業費用		14,938,063,000	13,998,823,934	352,885,000
		配水事業	14,938,063,000	13,998,823,934	352,885,000

事業会計予算繰越計算書

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
水道料金等 円 352,885,000	円 586,354,066	円 -	
352,885,000	586,354,066	-	
352,885,000	586,354,066	-	資材納入が遅延したため

令和3年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
工業用水道事業 1 資本的支出			円 2,461,986,000	円 1,360,524,171	円 963,302,000
	1 建設改良費		2,461,986,000	1,360,524,171	963,302,000
		工業用水道 施設整備事業	2,369,787,000	1,354,909,587	883,453,000
		その他 建設改良工事	92,199,000	5,614,584	79,849,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	損 留 益 保 勘 資 定 金			
円 57,000,000	円 906,302,000	円 138,159,829	円 -	
57,000,000	906,302,000	138,159,829	-	
57,000,000	826,453,000	131,424,413	-	主として、感染症の影響により 資材納入が遅延したため
-	79,849,000	6,735,416	-	県施行工事が遅延したため

令和3年度横浜市自動車

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 自動車事業 資本的支出			円 788,294,000	円 554,212,982	円 52,800,000
	1 建設改良費		788,294,000	554,212,982	52,800,000
		自動車改良事業	788,294,000	554,212,982	52,800,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
損 益 勘 定 留 保 資 金	円			
52,800,000	円 52,800,000	円 181,281,018	円 -	
52,800,000	52,800,000	181,281,018	-	
52,800,000	52,800,000	181,281,018	-	感染症の影響により資材納入が遅延したため

令和3年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 23,072,255,941	円 19,369,694,310	円 480,262,694
	1 建設改良費		23,072,255,941	19,369,694,310	480,262,694
		高速鉄道改良事業	23,072,255,941	19,369,694,310	480,262,694

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金			
円 123,000,000	円 96,652,948	円 123,446,722	円 137,163,024	円 3,222,298,937	円 -	
123,000,000	96,652,948	123,446,722	137,163,024	3,222,298,937	-	
123,000,000	96,652,948	123,446,722	137,163,024	3,222,298,937	-	関係者との調整に日時を要したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。